

大阪府認知症サポート事業所になりませんか？

高齢化が進む中、家族や自分自身が認知症になった時、どのような社会であれば安心して暮らすことができるでしょうか。

大阪府では、認知症の人とそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人に対してやさしい取組を行う事業所を「大阪府認知症サポート事業所」として登録し、広く府民への周知を図ります。

認知症サポート事業所とは？

事業所の長等が認知症サポーターで、認知症の人にやさしい取組を行う府内の民間事業者の事業所を「大阪府認知症サポート事業所」として登録します。



何をすればいいの？

事業所の従業員の方に認知症サポーター養成講座を積極的に受講いただき、認知症と思われる方にやさしい対応や店舗づくり等のご協力をお願いします。

例えば…

- ゆっくり支払いができる優先レジの設置
- 車いす等でも利用できるよう店舗のバリアフリー化
- 認知症の人への「接遇マニュアル」の作成、職員への周知
- 市町村の行方不明時の見守りネットワーク等への参画 等

登録の3つのメリット

- 1 認知症の人にやさしい取組を行う事業所であることをアピールでき、CSR(社会的責任)の側面から民間事業者のイメージアップにつながります。
- 2 「大阪府認知症サポート事業所検索システム」で登録事業所の情報検索が可能となり、認知症の人やその家族から選ばれる事業所となります。
- 3 登録を通じて従業員が認知症の人への対応、接遇を考えるきっかけとなります。

申請から登録の流れ

Step1 登録の対象、登録基準を確認

■登録の対象

府内に存する日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスを提供する民間事業者が運営する事業所

例:スーパー・コンビニエンスストア、ドラッグストア、小売店、飲食店、配食、交通、銀行・郵便局、証券・保険、通信、理容室・美容室、不動産・住宅管理、宅配・配送 等

■登録基準

- ①事業所の長等が認知症サポーター(※1)であり、当該事業所の従業員における認知症サポーターの継続的な養成に取り組んでいる又は今後取り組む予定であること
- ②認知症の人にやさしい取組を実施していること

※1 認知症サポーターについて詳しくは

大阪府 認知症サポーター

検索



Step2 登録を申請

登録基準を満たす場合は、右記QRコードから府のホームページにアクセスし、「大阪府行政オンラインシステム」から登録の申請をお願いします。

大阪府 認知症サポート事業所普及事業

検索



Step3 登録証・登録ステッカーの交付

・大阪府の審査完了後は、「大阪府認知症サポート事業所」として登録され、「大阪府認知症サポート事業所検索システム(※2)」に順次掲載されます。

・「大阪府行政オンラインシステム」から事業所名の入った登録証と登録ステッカーの出力ができますので、事業所に掲示いただく等、ご活用ください。



登録証



登録ステッカー

※2 令和7年1月以降より稼働開始予定

問い合わせ

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課 認知症・医介連携グループ
電話:(代表)06-6941-0351 (内線4473)

(直通)06-6944-7098

E-mail:S106900G06@gbox.pref.osaka.lg.jp